

## 論文の内容の要旨

論文題目 東アジアにおける逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力

－ 日中韓における逃亡犯罪人引渡しを中心に －

氏 名 金平煥

日本国、中国および韓国の三箇国間では、投資の促進及び保護に関する協定が既に締結されており、FTAも2015年末までに締結することについて合意がなされ、経済関係の親密化が法的枠組として発現されつつある。物品の交易、人の往来、情報の交信などにおいて、三箇国間の依存と必要が増大しながら、他方で、犯罪の国際性という現象が顕在化していることも否定できない。現に、日中韓の各国における外国人犯罪、犯罪人の逃亡先、外国人受刑者の場合、他の二箇国が占める割合が高く、これらの犯罪について実効的な規制が行われるためには刑事分野での国際協力が欠かせないことになる。三箇国間の国際刑事協力は、それが刑事管轄権の行使をめぐる事柄という主権の中核をなす性質であること、政治外交および安全保障などの側面で異質の要素が少なくないことなどのため、経済関係の進展のごとく容易に展開されるものではない。ここで、問題は、日中韓を取り巻く刑事分野の実態およびその規制のための協力関係の現状などについて、体系的かつ深層的な研究が求められているところ、これまでは本格的な焦点を当てられることがなかったというところにある。先行研究の特徴として、引渡裁判において国際法上の事柄が争点としてとり上げられたことに触発され、講学上でも議論が広がったこと、日本を取り巻く周辺国の犯罪人引渡制度および引渡協力に関する考察は死角地帯に置かれたまま、この地域において欧州型の法的枠組の創設について提言や主張が先行したこと、などが挙げられる。本研究の目的は、このような問題意識を踏まえ、日中韓における逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の実態を明らかにし、その考察に基づいて国際刑事協力の円滑化および促進のための提言を行うところにある。

逃亡犯罪人引渡制度は、本来、犯罪の実効的な処罰を確保するために各国間で行われる相互主義的な協力であり、引渡協力の実施は、両国間または多国間の引渡条約に基づいて若しくは国際礼譲によって行われる。しかし、当事国間の犯罪人引渡条約の不在、各国における引渡しの要件、渡制限事由および引渡裁判などの相違などにより、逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の抜け（loophole）が生じ、結果的に逃亡犯罪人に避難所（safe haven）を与えることがある。これらの犯罪規制のためには、両国間の刑事協力だけでなく、地域ぐるみの法的枠組の形成が一層実効的なものであるといわざるを得ず、その意味で、欧州における「逮捕状枠組決定」のような進展は注目すべきである。刑事分野の国際協力には、逃亡犯罪人引渡しの他にも、捜査当局間または裁判所間で相互援助を行う「狭義の刑事共助」、受刑者の更生改善およ

び社会復帰を目的とする「受刑者移送」、一国の訴追等の刑事手続を逃亡犯罪人の所在地国に移転して処罰をする趣旨の「刑事手続（訴追）移管」、また、他国の裁判で確定された判決を自国で執行する「刑事判決の国際的認定」などがある。

日本における逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際協力は、米国から日本に逃亡してきた犯罪人について米国から引渡請求があったことをきっかけに、日米引渡条約が締結されたとき（1886年）から始まり、その引渡条約の国内実施法として逃亡犯罪人引渡条例が制定され（1887年施行）、次いで、司法共助を目的とした「外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法」の立法（1905年施行）、日露引渡条約の締結（1911年）などが行われ、国内立法および引渡条約の締結が整備された。引渡条例が引渡協力について条約前置主義をとっていたとはいえ、実務では、条約に基づかない場合でも引渡協力が実施された例が少なくない。戦後では、日米新引渡条約（1978年）および日韓引渡条約（2002年）がそれぞれ締結され、国内立法として、逃亡犯罪人引渡法（1953年施行）、国際捜査共助法（1980年施行）および国際受刑者移送法（2003年施行）などが整備されるようになった。その他に、刑事共助条約として、米国（2003年）、韓国（2006年）、中国（2007年）、香港（2008年）、ロシア（2009年）および欧州連合（2009年）との間でそれぞれ締結し、受刑者移送条約として、欧州（CE条約、2003年）、タイ（2009年）およびブラジル（2014年）との間でそれぞれ締結した。このなかで逃亡犯罪人引渡しおよび刑事共助の場合、国内立法は、条約前置主義を採用せず、条約が存在しないときでも相互主義の保証を条件に、外国との間で国際協力を行うことができると定める。その反面、受刑者移送をめぐる国際協力は、法律上、条約前置主義がとられているため、CE条約の締約国および個別の両者条約を締結した相手国に限られることになる。日中韓の刑事協力関係では、刑事共助について三箇国がそれぞれ両者条約を締結しているところ、逃亡犯罪人引渡条約は日中間で未締結であり（日韓および中韓は締結済み）、受刑者移送では、日韓両国がともにCE条約の締約国であることから移送協力に問題がないが、中国は未加入であるため（中韓条約は締結済み）、これらの国際刑事協力を促進するためには日中間の条約締結が欠かせないことになる。

政治犯不引渡原則をめぐることは、中国が、引渡裁判において政治犯罪を取扱った事例は見当たらず、引渡請求に係る犯罪が政治犯罪と受け止められる場合、引渡裁判を経由することなく、それ以前に外交部などの審査段階において引渡可否が内定されるものと解される。また、中国は、ロシアおよび中央アジア諸国との引渡条約において、政治犯罪を引渡制限事由として規定しなかったことは、自国内の民族自治独立運動に係る活動について政治性を排除することにより、その取締りに重点が置かれていることがうかがわれる。他方、韓国では、日本から引渡しが請求された「劉強事件」の引渡裁判において、日中韓を取り巻く歴史問題と関連し、日本の政策に抗議しながらその政策変更を促すことに影響を及ぼす目的で犯した行為について、引渡請求国との外交関係などを言及したことについて、いわゆる「国際礼讓に基づく判断」との指摘を免れない。

その他に、自国民不引渡しおよび死刑不引渡しの問題がある。自国民不引渡しについて、中国が、引渡法において義務的な引渡拒否事由と定めながら、外国と締結した引渡条約では裁量的な引渡拒否事由と定めたものが少なくない。韓国は、引渡法および引渡条約において裁量的な引渡拒否事由と定める。両国がともに、裁量的な引渡拒否事由と定めた引渡条約では、被請求国が自国民であることを事由に引渡しを拒否した場合、請求国の請求によりその犯罪人を訴追するために事件を捜査当局に付託しなければならないと定めたものが多い。しかし、その付託の実施について、検証可能な仕組みが整備されなければ規定が形骸化するおそれがあるため、立法政策としての補完がもとめられる。死刑不引渡しの場合、日中韓が死刑制度を存置する点で相違はないが、日中両国が死刑執行が現に行われているところ、韓国は長期間にわたって死刑執行を行わず事実上の死刑廃止国と分類される。三箇国が死刑廃止国との間で引渡条約を締結するにあたっては、死刑に処せられるべき逃亡犯罪人の取扱いをめぐる、条文をどのように立案し、若しくは引渡条約に基づかない引渡協力において死刑不執行の保証の付与などが問われることになる。すなわち、国内で死刑に処せられる受刑者や犯罪者との間で衡平性の問題が指摘されるなど、国家刑罰権をめぐる刑事政策の基調に係ることになる。とりわけ、中国が、しきりに死刑を執行しながら、スペインなどの引渡条約において死刑の不宣告または不執行の保証を条件に引渡協力を行うと定めたことは注目される点である。

国際刑事共助とは、捜査、訴追その他の刑事手続における当事国間の相互支援である。広義の刑事共助のなかで逃亡犯罪人引渡しおよび刑執行（訴追移管若しくは受刑者移送）などを除いたもので、狭義の刑事共助ともいわれ、共助主体を基準として、捜査当局が行う捜査共助と裁判所が行う司法共助に振り分けることもある。刑事共助が引渡協力と区別される点は少なくないが、その特徴として、共助対象が捜査資料や裁判書類などの物件であること（例外として被拘禁者の証言がある。）、共助の要請と実施について外交経路の他に当事国間で事前に指定された中央当局間で直接に行われること、要請国の官憲が一定の条件下で被要請国の領域内で立会いおよび質問ができること、などが挙げられる。これらの共助の実施にあたっては、引渡協力で見られる身柄拘禁などのように人権保障と直接に係ることが比較的少ないことから、その可否については裁判所の審査を経由しないこととする。すなわち、共助実施の可否について、行政機関（中央当局）の裁量の余地が相当に確保されており、手続も簡易で迅速に行われることができる。日中韓では、刑事共助について両者条約がともに締結されており、共助制限事由がある場合でも当局間の協議をつうじて条件付きで共助を実施することができるなど、各条約では共通点が多い。これは、逃亡犯罪人をめぐる引渡協力において三箇国間で顕著な相違があることを鑑みると、三箇国間の国際刑事協力について刑事共助が果たしうる役割と可能性を示すものである。

以上のような考察に基づいて日中韓における逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の円滑化と促進のために次のような提言を行う。第一に、立法政策として条件付の犯罪人引渡しの実

施、刑事共助条約に基づく共助実施の更なる拡大、日中間の引渡条約などの締結などである。

第二は、これらの提言を実現するために三箇国間で常設の協議体を設けることである。日中韓では、既に「三者間協力事務局の設立協定」に基づいて設立された「三国協力事務局」が活動中であるため、これを刑事分野の協議のフォーラムとして活用することができる。